

INFORMATION

お知らせ &ご案内 8月

上島町人権擁護委員

平成18年7月1日付けで法務大臣から次の方が上島町の人権擁護委員に委嘱されました。お気軽にご相談ください。

○岩城 砂川紀世夫(再任)

平成18年度

弓削商船高等専門学校

公開講座のご案内

■おもしろ科学教室

○日時 8月9日(水)

9時30分～12時

○対象 小中学生10名

○申込締切 8月2日(水)

○申込み・問合せ先

弓削商船庶務課専門職員

TEL 0897-777-2877

※弓削丸洋上講座は9月23日(土)・24日(日)に予定されています。

全国一斉「子どもの人権110番」のお知らせ

■相談内容

いじめ・体罰・児童虐待など、

子どもの人権問題に関するあらゆる相談

(予約不要・無料・秘密厳守)

■日時

平成18年8月28日(月)

～9月3日(日)

■電話番号

0570-070-110

8月30日はフリーダイヤル

0120-025-550

※携帯電話からの相談可

■相談担当者

人権擁護委員(弁護士資格を有する者含む)、法務局職員

■問合せ先

松山地方法務局

TEL 089-932-0888

今治法務局「知っ得情報」No.12

登記事項証明書の

オンラインによる

送付請求について

オンライン申請を導入している登記所においては、自宅や事務所のパソコンからインターネットを利用して、オンラインで登記事項証明書の送付請求をすることができます。

松山地方法務局管内では、

松山地方法務局本局・西条支

局・今治支局・宇和島支局の

4庁がオンライン申請を導入

しており、この4庁の管轄に

属する不動産、商業・法人の

登記事項証明書については、

オンラインを利用して送付請求することができます。

オンラインによって請求された登記事項証明書は、郵送で希望の送付先に送付されます。

オンラインによる登記事項証明書の送付請求についての詳細は、法務省ホームページで確認できます。

■法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/MINJI/rmjij73.html>

■問合せ先

松山地方法務局今治支局

TEL 089-822-0855

恩給欠格者・引揚者の皆様へ

引揚者の皆様へ

いわゆる恩給欠格者の方々、または引揚者の方々に内閣総理大臣名の書状等を贈呈しています。

請求書類は、上島町各支所住民課及び住民福祉課の窓口においてあります。

資格要件などのお問合せは、

独立行政法人平和祈念事業特

別基金まで

TEL 0120-234-933

ホームページ

<http://www.heiwa.go.jp>

平成18年度 上島町夏季大学のご案内

■日時 8月27日(日) 14時10分～(13時30分開場)

■場所 せとうち交流館多目的ホール

■講師 忠政ひろふみ(健康運動指導士)

■演題 「『歩き方』で人生が変わる!」

～健康のための歩き方講座～

■その他 司会は上島町開町記念イベントでもおなじみの“小林真三さん”です。

■受講料 300円(チケット販売は、各支所教育委員会及びせとうち交流館で取り扱っています。)



《講師プロフィール》

健康運動指導士として全国各地でウォーキング指導・健康指導の教室やイベント企画運営をする傍ら、テレビ・ラジオパーソナリティ・ライターなどのお仕事もされています。

■問合せ先 弓削中央公民館 TEL 77-2128

生名地区 夏季講座のご案内

■日時 8月22日(火) 19時30分～

■場所 生名開発センター 3階大ホール

■講師 枝廣 篤昌

(財)新居浜病院精神科医長

■演題 「笑い与健康」

■受講料 無料

《講師プロフィール》

大学在学中落語研究会に所属し、卒業後、医師として勤務しながら多方面で落語を交えた「笑いの効用」について講演を行っています。

日本笑い学会四国支部の代表でもあり、日常生活の中で笑うことの大切さを広く知っていただくための普及活動にも努められています。

■問合せ先 生名公民館 TEL 76-3000

ご存知ですか 検察審査会制度

交通事故や詐欺など、犯罪の被害にあつて警察や検察庁に訴えたけれども検察官が犯人を起訴してくれない。このような場合に、不起訴処分のよしあしを、国民の中からくじで選ばれた11人の検察審査員が審査するのが検察審査会です。審査の相談・申立てについての費用は一切無料で、秘密はかたく守られます。

【問合せ先】松山地方裁判所今治支部内今治検察審査会事務局 TEL 0898-23-0010

上島クリーンセンター設置に伴う生活環境影響調査結果の縦覧

- 縦覧の場所
上島町弓削総合支所 生活事業課
- 縦覧の期間
自 平成18年 8 月 1 日
至 平成18年 8 月31日

8 月の潮汐表

日	潮	高 潮				低 潮			
		時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位
1(火)	小	2:57	318	15:26	289	9:19	123	21:19	149
2(水)	小	3:27	303	16:23	279	9:58	125	22:03	175
3(木)	小	4:04	288	17:43	274	10:48	126	23:09	199
4(金)	長	4:58	273	19:18	281	11:56	124	—	—
5(土)	若	6:19	264	20:38	303	1:00	212	13:19	114
6(日)	中	7:45	268	21:36	330	2:49	203	14:34	93
7(月)	中	8:55	284	22:23	357	3:51	182	15:34	67
8(火)	中	9:51	307	23:03	379	4:36	158	16:23	42
9(水)	大	10:40	332	23:41	396	5:14	133	17:08	23
10(木)	大	11:25	355	—	—	5:50	110	17:51	11
11(金)	大	0:17	404	12:09	372	6:26	91	18:32	11
12(土)	大	0:53	404	12:53	380	7:02	76	19:13	21
13(日)	中	1:29	396	13:37	379	7:39	67	19:54	43
14(月)	中	2:06	380	14:25	369	8:18	65	20:38	75
15(火)	中	2:44	358	15:18	350	9:01	70	21:25	112
16(水)	小	3:25	333	16:22	329	9:49	80	22:21	151
17(木)	小	4:14	306	17:44	312	10:48	94	23:40	184
18(金)	小	5:18	281	19:21	310	—	—	12:06	103
19(土)	長	6:46	268	20:48	324	1:35	196	13:37	101
20(日)	若	8:13	271	21:51	344	3:12	185	14:55	87
21(月)	中	9:21	286	22:37	360	4:11	165	15:54	70
22(火)	中	10:13	304	23:14	370	4:53	145	16:40	57
23(水)	中	10:56	320	23:45	374	5:27	129	17:18	51
24(木)	大	11:32	332	—	—	5:56	116	17:52	51
25(金)	大	0:12	372	12:04	340	6:23	106	18:22	58
26(土)	大	0:37	367	12:35	343	6:47	100	18:50	70
27(日)	大	0:59	358	13:04	343	7:10	95	19:16	86
28(月)	中	1:20	348	13:35	338	7:34	92	19:43	105
29(火)	中	1:42	337	14:09	329	7:59	92	20:11	127
30(水)	小	2:06	323	14:49	316	8:28	95	20:44	151
31(木)	小	2:33	308	15:40	300	9:05	101	21:26	178

※この潮汐表は、尾道港を基準港として計算した弓削港のものです。

私の視点、私の感覚、私の言葉で参加します
平成21年5月までに

裁判員制度がはじまります！

これから始まる

「裁判員制度Q & A」第5回

Q 裁判員となるために仕事を休むことはできますか？仕事を休んだことで会社から解雇されるようなことはありませんか？

A 裁判員となるために必要な休みをとることは法律で認められていますし、裁判員として仕事を休んだことを理由として、会社が解雇などの不利益な取り扱いをすることは法律で禁止されています。

従業員が裁判員として刑事裁判に参加しやすくするため、各企業において、裁判員になる場合に対応した休暇制度を設けるなど、労使の自主的な取り組みが行われることが期待されます。

Q 裁判員には日当や交通費・宿泊料は支払われるのですか？

A 支払われます。具体的な金額をいくりにするかは検討中です。

Q 裁判員になることを辞退することはできますか？

A 広く国民のみなさんに参加してもらう制度ですので、原則として辞退できないことになっています。

ただし、次のような人は、申し出をして裁判者からそのような事情があると認められれば辞退することができます。

- ①70歳以上の人
- ②地方公共団体の議会の議員（ただし、会期中に限ります。）
- ③学生又は生徒
- ④過去5年以内に裁判員、検察審査員等を務めたことのある人
- ⑤過去1年以内に裁判員候補者として裁判所に行ったことのある人
- ⑥一定のやむを得ない理由があつて、裁判員の職務を行うことや裁判所に行くことが困難な人（やむを得ない理由の例）

- 重い病気・けが
- 同居の親族の介護・養育
- 事業に著しい損害が生じるおそれがあること
- 父母の葬式など

詳しくは、松山地方裁判所ホームページを参考にしてください。

URL <http://www.courts.go.jp/matsuyama/>